

○無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(混信の防止)</p> <p>第二百六十二条 対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局以外の人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、その発射する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と固定地点の地球局との間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する放送衛星局の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去するために必要な措置を執らなければならない。</p> <p>2 対地静止衛星に開設する人工衛星局と対地静止衛星の軌道と異なる軌道の他の人工衛星局との間で行われる無線通信であつて、当該他の人工衛星局と地球の地表面との最短距離が対地静止衛星に開設する人工衛星局と地球の地表面との最短距離を超える場合にあつては、対地静止衛星に開設する人工衛星局の送信空中線の最大輻射の方向と当該人工衛星局と対地静止衛星の軌道上の任意の点とを結ぶ直線との間でなす角度が十五度以下とならないよう運用しなければならない。</p> <p>3 十二・二 GHz を超え十二・四四 GHz 以下の周波数の電波を受信する設備規則第五十四条の三第一項において無線設備の条件が定められている地球局が受信する電波の周波数の制御を行う地球局は、十二・二 GHz を超え十二・四四 GHz 以下の周波数の電波を使用する固定局からの混信を回避するため、当該電波を受信する地球局の受信周波数を適切に選択しなければならない。</p>	<p>(混信の防止)</p> <p>第二百六十二条 対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局以外の人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、その発射する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と固定地点の地球局との間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する放送衛星局の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去するために必要な措置を執らなければならない。</p> <p>2 対地静止衛星に開設する人工衛星局と対地静止衛星の軌道と異なる軌道の他の人工衛星局との間で行われる無線通信であつて、当該他の人工衛星局と地球の地表面との最短距離が対地静止衛星に開設する人工衛星局と地球の地表面との最短距離を超える場合にあつては、対地静止衛星に開設する人工衛星局の送信空中線の最大輻射の方向と当該人工衛星局と対地静止衛星の軌道上の任意の点とを結ぶ直線との間でなす角度が十五度以下とならないよう運用しなければならない。</p>

○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行								
<p>(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)</p> <p>第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中のみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇 GHzを超え十四・四 GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二 GHzを超え十二・七五 GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。</p> <p>二 変調方式は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 周波数変調(主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。)</p> <p>(2) 周波数変調(1)に掲げるものを除く)、位相変調(デジタル変調方式のものに限る。)、直交振幅変調、振幅位相変調、スペクトル拡散方式、直交周波数分割多重方式その他のデジタル変調方式</p> <p>三 空中線の交差偏波識別度は、二七デシベル以上であること。</p> <p>四 送信空中線から輻射される四〇 kHz帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる區別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。</p>	<p>(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)</p> <p>第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中のみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇 GHzを超え十四・四 GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二 GHzを超え十二・七五 GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。</p> <p>二 変調方式は、周波数変調又は位相変調であること。</p> <p>三 空中線の交差偏波識別度は、二七デシベル以上であること。</p> <p>四 送信空中線から輻射される四〇 kHz帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる區別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1220 533 1276">主輻射の方向からの離角(θ)</th> <th data-bbox="533 1220 1126 1276">最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1276 533 1423">二・五度以上七度未満</td> <td data-bbox="533 1276 1126 1423">次に掲げる式による値以下 $\frac{33-25\log_{10}\theta-10\log_{10}N}{N}$デシベル Nは、次のとおりとする。以下この表において同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	主輻射の方向からの離角(θ)	最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)	二・五度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $\frac{33-25\log_{10}\theta-10\log_{10}N}{N}$ デシベル Nは、次のとおりとする。以下この表において同じ。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 1220 1547 1276">主輻射の方向からの離角(θ)</th> <th data-bbox="1547 1220 2150 1276">最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 1276 1547 1423">二・五度以上七度未満</td> <td data-bbox="1547 1276 2150 1423">次に掲げる式による値以下 $33-25\log_{10}\theta$デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	主輻射の方向からの離角(θ)	最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)	二・五度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $33-25\log_{10}\theta$ デシベル
主輻射の方向からの離角(θ)	最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)								
二・五度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $\frac{33-25\log_{10}\theta-10\log_{10}N}{N}$ デシベル Nは、次のとおりとする。以下この表において同じ。								
主輻射の方向からの離角(θ)	最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)								
二・五度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $33-25\log_{10}\theta$ デシベル								

	<p>(1) スペクトル拡散方式又は伝送信号重畳キャンセル技術を用いる場合は、Nは同時に送信することができる地球局がすべて送信した場合の任意の単位帯域幅における電力の最大値と一の地球局が送信した場合の当該単位帯域幅における電力の最大値の比とする。</p> <p>(2) スペクトル拡散方式又は伝送信号重畳キャンセル技術を用いない場合は、N=1とする。</p>
七度以上九・二度未満	次に掲げる式による値以下 $12-10\log_{10}N$ デシベル
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36-25\log_{10}\theta-10\log_{10}N$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-6-10\log_{10}N$ デシベル

五 送信装置の共振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

六 人工衛星局の中継により制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

七 ~~十二・二MHzを超え十二・四四MHz以下の周波数の電波を受信するものである場合は、その受信する電波の周波数の制御を行う地球局が、その制御により受信周波数を変更することができるものであること。~~

2 (略)

七度以上九・二度未満	十二デシベル以下
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36-25\log_{10}\theta$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	(一)六デシベル以下

五 送信装置の共振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

六 人工衛星局の中継により制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

2 (略)

○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（傍線部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前																		
第1 (略) 第2 1～7 (略)					第1 (略) 第2 1～7 (略)																		
周波数割当表 第1表～第2表 (略) 第3表 10GHz-275GHz					周波数割当表 第1表～第2表 (略) 第3表 10GHz-275GHz																		
国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件			国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件								
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)								
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)			(略)	(略)	(略)	(略)								
			12.2-12.5	固定	公共業務用 一般業務用							12.2-12.5	固定	公共業務用 一般業務用									
			<u>固定衛星 (宇宙から地球)</u>		電気通信業務用							<u>J144 J145</u>		<u>固定衛星 (宇宙から地球)</u>				電気通信業務用	<u>J144</u>				
			<u>放送衛星</u>		電気通信業務用 放送用							電気通信業務用への割当ては、電気通信役 務利用放送法施行規則（平成14年総務省 令第5号）第2条第1号に規定する衛星役 務利用放送が行われる場合に限る。						<u>放送衛星</u>		電気通信業務用 放送用	電気通信業務用への割当ては、電気通信役 務利用放送法施行規則（平成14年総務省 令第5号）第2条第1号に規定する衛星役 務利用放送が行われる場合に限る。		
			<u>移動衛星 (宇宙から地球)</u>		電気通信業務用 公共業務用							<u>移動衛星 (宇宙から地球)</u>		電気通信業務用 公共業務用				<u>移動衛星 (宇宙から地球)</u>		電気通信業務用 公共業務用	<u>移動衛星 (宇宙から地球)</u>		
(略)			(略)	(略)	(略)			(略)			(略)	(略)	(略)	(略)									
国内周波数分配の脚注					国内周波数分配の脚注																		
(略) <u>J145</u> 12.2-12.44GHzの周波数帯において、VSAT地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。					(略) <u>J145(未使用)</u>																		
(略)					(略)																		